富士市危険空家除却促進補助金について

＜制度の概要＞

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">富士市危険空家除却促進補助金</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">市内の危険な空家の除却を促進し、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の保全を図ることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>対象となる空家（危険な空家）</td><td colspan="3">次のいずれかに該当する空家（一戸建ての住宅及び長屋に限る）
1　空家法に規定する「特定空家等」（注1）のうち、著しく保安上危険となるおそれのある状態のもの
2　昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもので、「特定空家等」には至らないが、そのまま放置すれば周辺に危険を及ぼすおそれのあるもの（注2）
※　1,2 ともに市の基準により判定を行う。</td></tr>
<tr><td>対　　象　　者</td><td colspan="3">・所有者及びその相続人
・本市に納付すべき市税を滞納していない者
・空家法に規定する勧告（注3）を受けていない者　　など</td></tr>
<tr><td>対　象　地　域</td><td colspan="3">市内全域</td></tr>
<tr><td>対象となる工事</td><td colspan="3">危険空家の解体
危険な附属物の解体（市が認めたものに限る）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補　　助　　額</td><td>区分</td><td>補助率</td><td>上限額</td></tr>
<tr><td>基本額</td><td>工事費の 1/2</td><td>30 万円</td></tr>
<tr><td>加算額
（住民税非課税の者）</td><td>工事費の 1/10</td><td>20 万円</td></tr>
<tr><td>実　施　期　間</td><td colspan="3">令和7年度から２年間</td></tr>
<tr><td>注　意　事　項</td><td colspan="3">除却工事の着手前に事前の申請が必要</td></tr>
</table>

注1　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態や著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家

注2　外装材の剥離、脱落又は破損等がみられ、そのまま放置すれば、危険を及ぼすおそれがある状態の空家

注3「特定空家等」に関して、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置に対し、助言又は指導をした場合において、なお状態が改善されないと認めるときは、勧告することができる。

＜申請手順＞

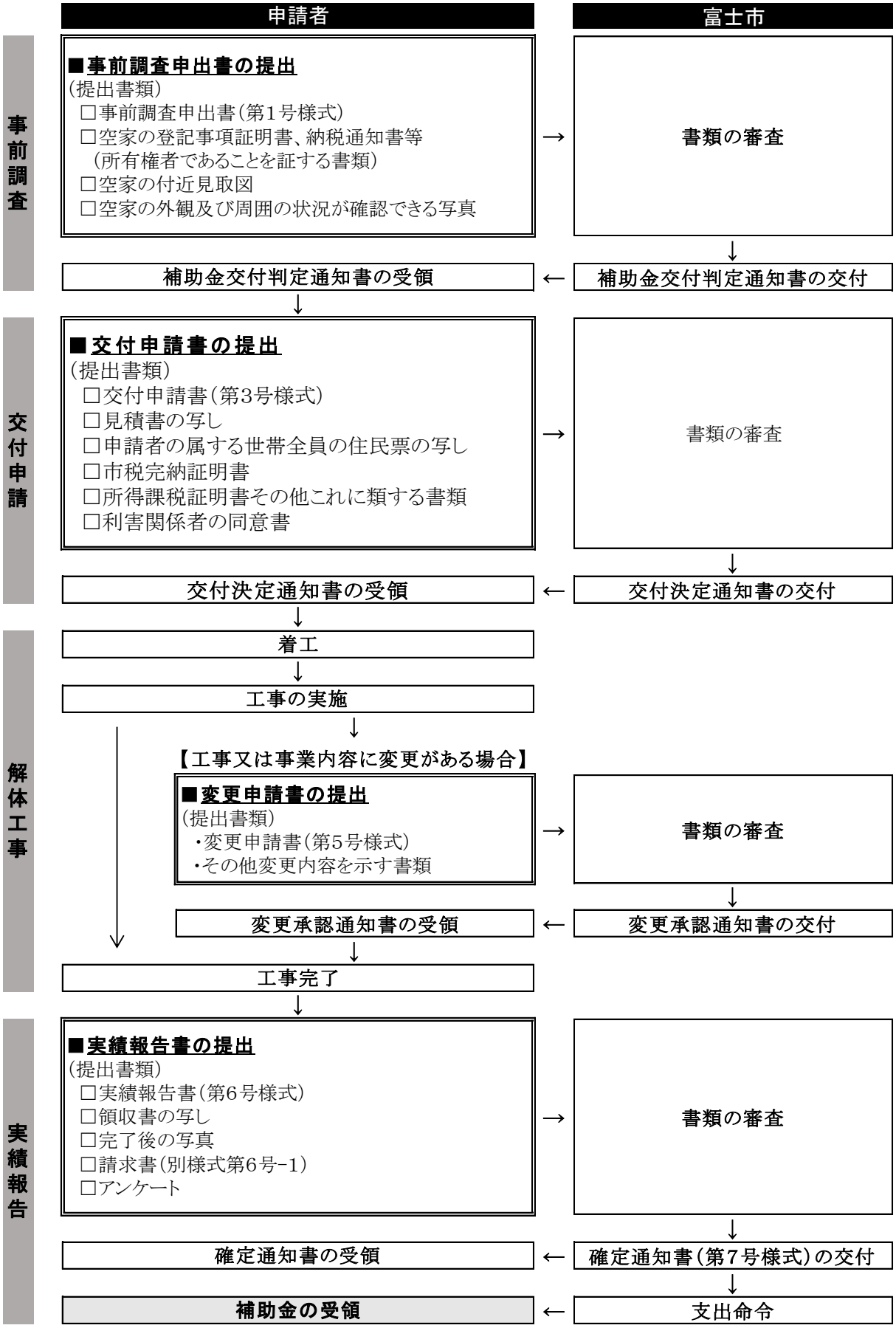
申請者
富士市
事前調査
■事前調査申出書の提出
（提出書類）
□事前調査申出書（第1号様式）
□空家の登記事項証明書、納税通知書等
（所有権者であることを証する書類）
□空家の付近見取図
□空家の外観及び周囲の状況が確認できる写真
書類の審査
補助金交付判定通知書の受領
補助金交付判定通知書の交付
交付申請
■交付申請書の提出
（提出書類）
□交付申請書（第3号様式）
□見積書の写し
□申請者の属する世帯全員の住民票の写し
□市税完納証明書
□所得課税証明書その他これに類する書類
□利害関係者の同意書
書類の審査
交付決定通知書の受領
交付決定通知書の交付
解体工事
着工
工事の実施
【工事又は事業内容に変更がある場合】
■変更申請書の提出
（提出書類）
・変更申請書（第5号様式）
・その他変更内容を示す書類
書類の審査
変更承認通知書の受領
変更承認通知書の交付
工事完了
実績報告
■実績報告書の提出
（提出書類）
□実績報告書（第6号様式）
□領収書の写し
□完了後の写真
□請求書（別様式第6号-1）
□アンケート
書類の審査
確定通知書の受領
確定通知書（第7号様式）の交付
補助金の受領
支出命令